

\*\*\*\*\*

一般社団法人日本パラクライミング協会  
定 款

\*\*\*\*\*

令和 2年 3月10日 定款作成  
令和 2年 4月 1日 施 行  
令和 4年 3月27日 改 訂

# 一般社団法人日本パラクライミング協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本パラクライミング協会 と称し、英文では、Japan Paraclimbing Association (JPCA) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、日本における競技スポーツとしての障害者クライミングを統括し、パラクライミング競技の普及を通じたスポーツ文化の普及と振興を図り、もって障害者の心身の健全な発達と、障害に対する社会の理解促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本選手権大会をはじめとする各パラクライミング競技会の開催、運営事業
2. 国際大会への日本代表選手選考及び選手派遣に関する事業
3. パラクライミング競技の普及・発展及び啓発に関する事業
4. パラクライミング競技指導者の養成事業
5. 障害のクラス分けに関する事業
6. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退 社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社 員 総 会

(開 催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故、若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役 員

(役 員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- 理 事 2名以上10名以内
- 2 理事のうち、2名以下を代表理事とする。

(選 任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任 期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。重任はこれを妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。  
2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統轄する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、理事の過半数の決議を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の不分配)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 定款変更及び解散

(定款変更)

第28条 本定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第29条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	小	林	幸一郎
設立時理事	鈴	木	直也
設立時理事	太	田	裕樹
設立時理事	片	山	旭
設立時理事	蓑	和田	一洋

東京都武蔵野市吉祥寺東町四丁目11番6号

設立時代表理事 小 林 幸一郎

横浜市青葉区奈良町1566番地238

設立時代表理事 鈴 木 直 也

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所)	広島市東区山根町28番32-1301号
設立時社員 (氏名)	藤 井 貴 允

(住所)	広島市東区東蟹屋町16番39-1005号
設立時社員 (氏名)	小 浦 伸 司

